

議長	副議長	事務局長	副参事	係長	係員
			出張		

復命書

令和5年11月13日

三沢市議会議長 堀 光雄 殿

総務文教常任委員会

委員長 佐々木 卓也

副委員長 田嶋 孝安

委員 下山 光義

委員 加澤 明

委員 森 三郎

随行者（議会事務局）

主査 中嶋 泰史

令和5年11月6日から11月8日まで、山口県下関市及び福岡県宗像市において、当委員会の行政視察を実施したので、その概要について下記のとおり復命いたします。

記

【山口県下関市】

1 日 時：令和5年11月7日（火）9時30分～11時00分

2 場 所：下関市役所 本庁舎8階 第1委員会室

3 対応者：下関市議会 安岡 克昌 副議長

市民部まちづくり政策課 藤井 裕志 課長

市民部まちづくり政策課 田邊 雄二 課長補佐

議会事務局議事課 山田 直美 主任

4 観察項目：住民自治によるまちづくりについて

5 観察概要：

下関市では、平成26年9月に「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を制定し、まちづくり協議会の設立及び市の支援に関して必要な事項を定めることにより、人と人のつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進してきた。

合併により市の区域が広くなり、少子高齢化など、社会情勢が大きく変化する中で、地域では連帯感や帰属意識が低下し、これまで地域で対応して解決できていたことも対応しきれなくなってきた。そのため税金を投入して、その多くを行政サービスという形で担ってきたが、市税収入の減少等で厳しい財政状況が続き、一律の行政サービスと限られた財源の中で、価値観やライフスタイルの変化などもあり、多様化・複雑化する市民ニーズに対し、行政としてもきめ細かに対応することが難しくなってきた。過剰な行政サービスは地域が本来持つ住民自治の力を低下させる要因の一つでもあり、新たなまちづくりの在り方を考える中で、地域内分権推進に向けた新たな取り組みとして、地域が身近なまちづくりに自主性と主体性を持って取り組んでいくため、住民同士が地域の活性化に向けて話し合い、まちづくりの方向性を定め、自らが具体的な活動に取り組む組織の立ち上げを推進することとなった。これにより、地域の身近な課題の解決を市に委ねる、これまでの要望解決型から地域が主体となって地域が持つ人材やノウハウを活用し、地域と市が協働することにより解決していく自主解決型へと変わっていくことを目指すこととなる。

この条例に基づき、市民と行政が連携、協働しながら特色ある地域づくりを推進し、市民が主体となって自主的に活動するまちづくり協議会の設立と、その活動を支援するため、平成27年1月に向こう5年間を計画期間とする、「第1次下関市住民自治によるまちづくり推進計画」を策定し、平成27年度から平成28年度にかけて、市内全域において17地区のまちづくり協議会が設立され、現在は第2次計画に基づき、令和7年3月までの5か年間にわたる取り組みを進めているところである。推進計画では、地域の力が発揮できるまちづくりの推進を基本理念として、魅力ある元気な下関の実現と、地域の特性に応じた市民主体のまちづくりの構築を目指している。

6 質疑応答：

Q：まちづくり協議会を運営するにあたり、17地域があり、1地域当たりの交付金が300万円とのことだが、300万円を決めた際の基準は？

A：180万円は事務員の手当や運営委員会、会議を開く経費。残りの部分は1世帯当たりいくらと計算して算出したと思われる。これ以上必要であれば自主財源を考えることで進めている。他市では公民館などの施設の運営を委託し、委託費を支払っている事例もある。自治会などと一体化、まちづくり協議会に集約する形で、会費を集めて運営しているところもある。下関は中学校区を街づくり協議会の単位としている。他市では小学校区を単位にしているところが多いが、小学校区を単位にすると、自治連合会とまちづくり協議会の圏域が同じになる市が多いようである。下関市は小学校区と自治連合会の区域がうまく合っていないこともあり、中学校区を単位としている。1つのまちづくり協議会の中に自治連合会が複数あることとなっている。それを1つのまちづくり協議会にまとめていくことが難しく、会費による自主財源の確保がなかなか進まない要因となっている。

Q：自治会を中心としながら他の団体を結びつける仕組みは？

A：長府地区はまとまっている地域で、1つの自治連合会が1つのまちづくり協議会の構成単位となっており、商店街もあり元々地域の結びつきが非常に強い地域である。複数の自治連合会のところは弱体化していく自治連合会があり、まちづくり協議会が吸収する形になるなど、連携が難しいという点もある。部会制はセクションが分かれてしまうなど、うまくいかなかったと感じている。プロジェクト制はうまくいっているため、他の地域にも取り入れようと考えている。

Q：活発な協議会においては、住民は満足していて私も入りたいというふうになるのか。

A：協議会に参加しましょうと言うと多くの方が参加しない。それを解決するのがプロジェクト制であり、会員になるわけではなく、気が向いた時だけ参加するというものであり、成果を上げている。

Q：各協議会の人数は何名程度か。

A：役員が十数名。代議員は参加している団体の数だけ代議員がいるが、地域により異なり、大きいところだと人口が3万人程度いて、代議員が130名程いるところもある。

Q：協議会で行政にお願いしたいことが出た場合どのように対応するのか。

A：基本的には自主財源で対応していただく。新しい取り組みとして、地域力アップということで、別途最大30万円で事業の補助をするものがある。地域によっては協賛金を求めてイベントをやっているところもある。

Q：収益が出そうなイベントもやっているようだが、収益が出た場合交付金はどうなるのか。

A：300万円に変わりはない。税金の均等割のラインがハードルとなり、基本的に収益事業はやっていないと思われる。自主財源としては会費を集めるのが現実的だと思われる。また、市から委託できる業務があればと考えている。

7 観察の様子（下関市役所）：



【福岡県宗像市】

- 1 日 時：令和5年11月7日（火）14時00分～15時30分
- 2 場 所：宗像市役所 本館3階 第2委員会室
- 3 対応者：
子ども子育て部子ども支援課 本田 康浩 主幹兼子ども支援係長
子ども子育て部子ども育成課子ども政策係 梶原 貴子 主幹兼係長
子ども子育て部子ども育成課子ども政策係 伊達 文子 氏
議会事務局 中野 晃浩 局長兼議事調査課長
議会事務局 福島 樹 主任主事
- 4 観察項目：子ども基本条例について
- 5 観察概要：

平成元年、国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択され、日本は平成6年に条約に批准した。条約は締約国の全ての子どもを対象としたもので、条約を根拠にして、各自治体の子どもたちの個別の問題や課題に対しきめ細やかに対処するには難しい面があった。そこで、子どもに関わる課題等に対する施策を計画・実行するための法的根拠となる条例の制定が求められた。宗像市では条約の精神を踏まえた「宗像市子ども基本条例」を平成24年に施行した。これにより、理念の実現に向けた子どもの育ちや子育てに関する施策を計画し、確実にかつ継続的に実行することができることとなった。「宗像市子ども基本条例」は子どもの権利保障や子ども施策を総合的に定めた総合型の条例となっている。

6 質疑応答：

Q：子どもの権利の普及・啓発は積極的に行っていかなければならないと思うが、引きこもり、不登校の子どもへの普及・啓発はどのように行っているのか。

A：学校で条例の授業を行うが、引きこもり、不登校の子へは行き届いていない可能性がある。今年度から新たに不登校の子どもの居場所づくりをする自立サポートセンターを設置し、そちらでチラシを配付するなどしている。

Q：子どもの貧困への対応も子どもの権利を守るという点で対象になるのか。

A：子ども基本条例は全般的に子どもの権利を守るようになっていて、理念をしっかりと定めているのが大きい。貧困に関しては専門の事業課があり、子ども基本条例の行動計画・事業計画に基づいて進めている。

7 観察の様子（宗像市役所）：

